

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

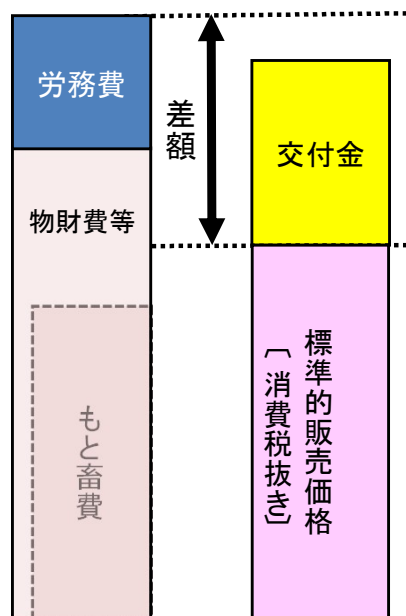
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年12月支払分:10月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	北海道		51,623
	東北	青森県	10,070
		岩手県	—
		宮城県	14,488
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	1,285
	関東	茨城県	4,601
		栃木県	4,663
		群馬県	27,599
		埼玉県	5,772
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	15,792
		島根県	—
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価 (概算払)
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	
交雑種		—	
乳用種		2,717	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円／頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

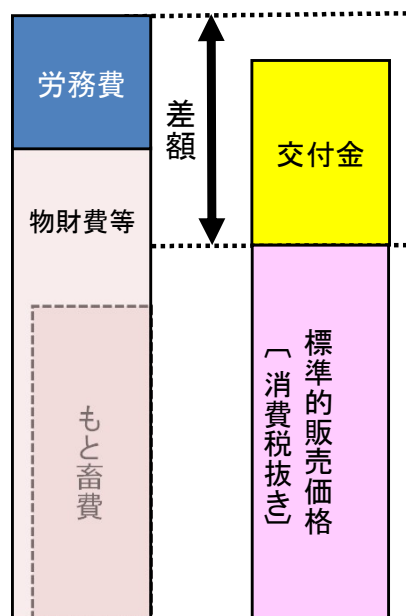
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		66,069
	東北	青森県	49,536
		岩手県	24,106
		宮城県	51,081
		秋田県	28,938
		山形県	26,164
		福島県	59,913
	関東	茨城県	30,088
		栃木県	24,397
		群馬県	46,956
		埼玉県	27,825
		千葉県	9,936
		東京都	9,159
		神奈川県	12,168
		山梨県	9,765
		長野県	6,505
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	23,297
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	10,432
乳用種	33,977

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

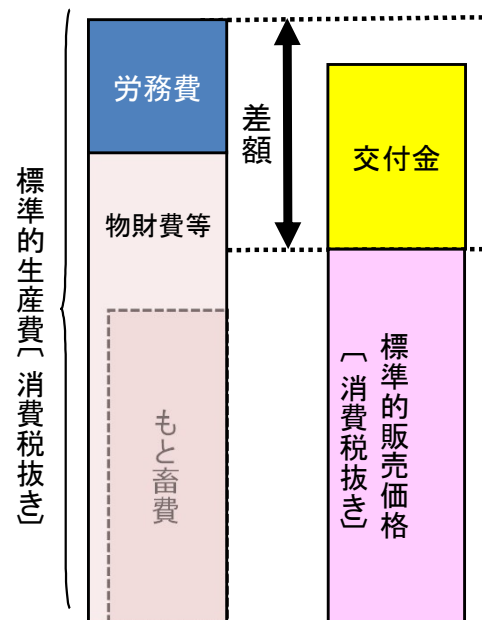
- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年10月支払分:8月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	76,989
	東北	青森県 66,982
		岩手県 41,552
		宮城県 68,526
		秋田県 46,384
		山形県 43,610
		福島県 77,358
	関東	茨城県 49,115
		栃木県 43,424
		群馬県 65,983
		埼玉県 46,852
		千葉県 28,963
		東京都 28,186
		神奈川県 31,195
		山梨県 28,792
		長野県 25,532
		静岡県 8,754

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 44,786
		富山県 37,104
		石川県 ☆ ー
		福井県 ☆ ー
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 ー
		三重県 ー
		滋賀県 ー
	近畿	京都府 ー
		大阪府 ー
		兵庫県 ☆ 68,211
		奈良県 ー
		和歌山県 ー
	中国	鳥取県 41,899
		島根県 ー
		岡山県 ー
		広島県 ー
		山口県 ー

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 ー
		香川県 693
		愛媛県 ー
		高知県 ー
		福岡県 ー
	九州	佐賀県 ー
		長崎県 ー
		熊本県 ー
		大分県 ー
		宮崎県 ー
		鹿児島県 ー
	沖縄県	ー

交雑種	7,277
乳用種	33,453

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

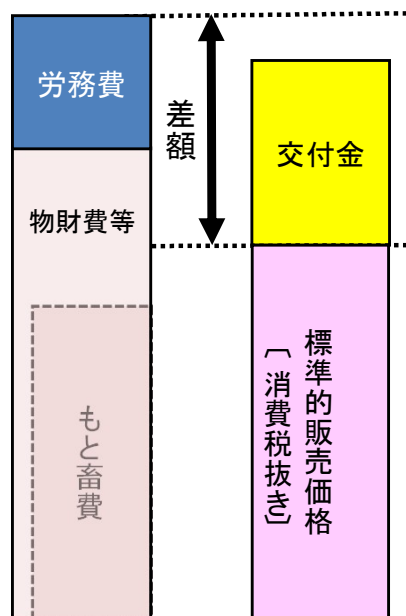
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		43,834
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	15,164
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	
交雑種		—	
乳用種		41,716	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

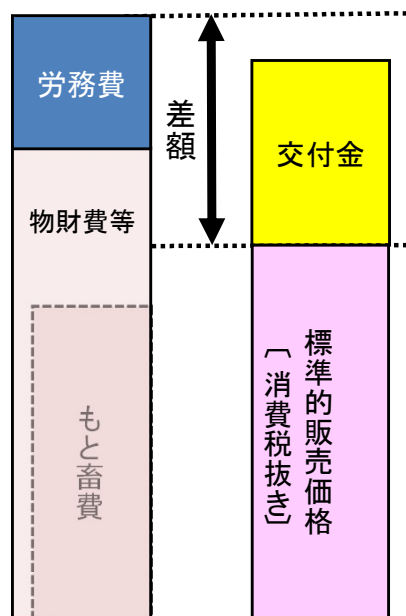
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年8月支払分:6月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		75,205
	東北	青森県	22,190
		岩手県	2,184
		宮城県	27,218
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	56,175
	関東	茨城県	22,367
		栃木県	28,027
		群馬県	43,715
		埼玉県	22,285
		千葉県	6,288
		東京都	14,742
		神奈川県	12,071
		山梨県	5,672
		長野県	8,124
	静岡県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
		近畿	滋賀県
	京都府		—
	大阪府		—
	兵庫県 ☆		—
	奈良県		—
	和歌山県		—
	中国	鳥取県	9,244
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	1,946
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
交雑種			6,866
乳用種			27,264

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

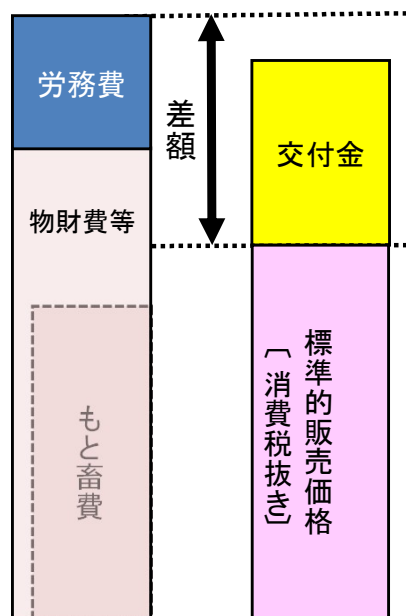
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		19,521
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	18,445
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	5,535
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
長野県		—	
静岡県	—		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	

交雑種	—
乳用種	29,549

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

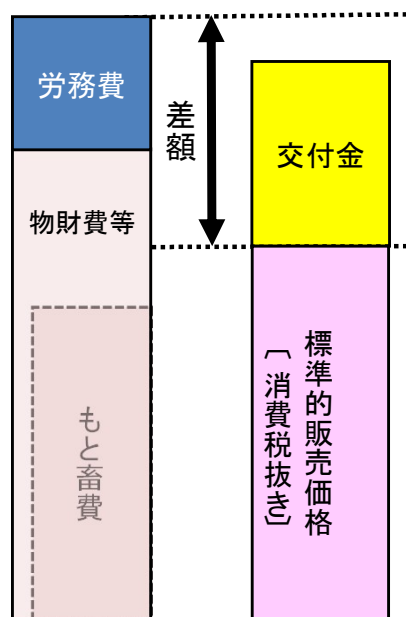
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		22,460
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	267
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	21,422

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

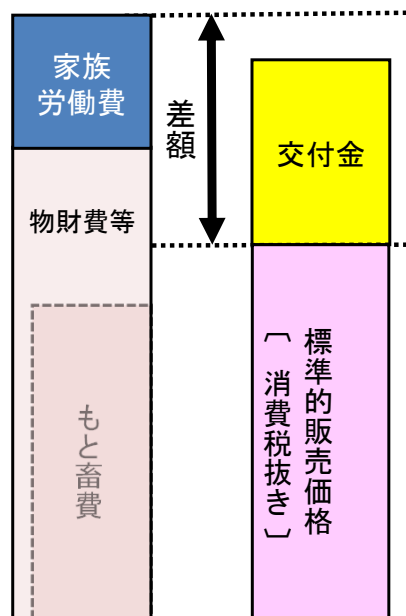
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年5月支払分:3月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		67,895
	東北	青森県	11,114
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	20,672
	関東	茨城県	30,292
		栃木県	38,087
		群馬県	63,349
		埼玉県	24,717
		千葉県	2,126
		東京都	49,671
		神奈川県	17,317
		山梨県	1,695
		長野県	17,629
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	11,552
		三重県	—
	近畿	滋賀県	26,515
		京都府	30,556
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	23,178
		和歌山県	8,550
	中国	鳥取県	11,339
		島根県	—
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	34,677
		香川県	37,184
		愛媛県	25,698
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	21,478

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。]

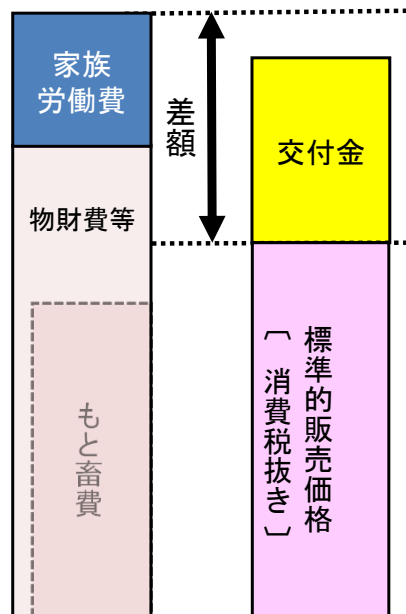
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年4月支払分:2月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		69,094
	東北	青森県	4,381
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	13,939
	関東	茨城県	19,575
		栃木県	27,369
		群馬県	52,632
		埼玉県	14,000
		千葉県	—
		東京都	38,954
		神奈川県	6,600
		山梨県	—
		長野県	6,912
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	11,262
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	603
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
		沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	32,234

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。]

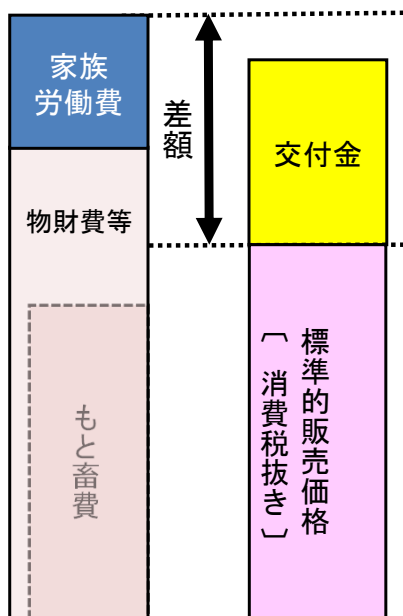
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年3月支払分:1月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		84,331
	東北	青森県	40,339
		岩手県	—
		宮城県	23,606
		秋田県	10,064
		山形県	—
		福島県	49,897
	関東	茨城県	48,674
		栃木県	56,469
		群馬県	81,731
		埼玉県	43,100
		千葉県	20,509
		東京都	68,054
		神奈川県	35,700
		山梨県	20,078
		長野県	36,011
	静岡県	9,441	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	2,254
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	41,390
		島根県	—
岡山県		621	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	5,210
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
交雑種		—	
乳用種		53,238	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。]

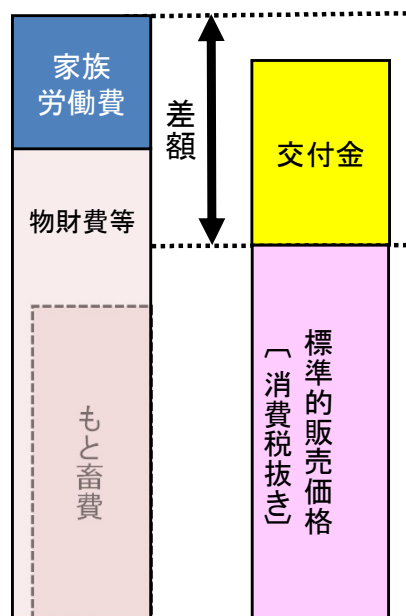
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年2月支払分:12月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		3,132
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
	静岡県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	40,308

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

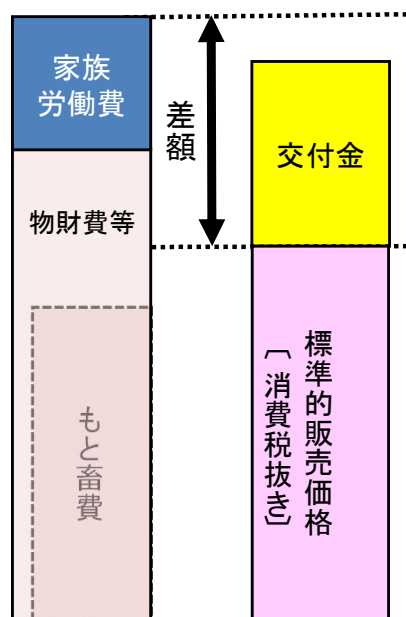
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年1月支払分:11月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		41,905
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	6,902
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	3,928
	関東	茨城県	15,039
		栃木県	19,375
		群馬県	26,985
		埼玉県	22,757
		千葉県	4,478
		東京都	15,961
		神奈川県	15,087
		山梨県	—
長野県		—	
静岡県	—		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	3,012
		京都府	33,063
		大阪府	4,502
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	16,803
		和歌山県	295
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	11,838
		佐賀県	9,613
		長崎県	8,153
		熊本県	21,954
		大分県	10,685
		宮崎県	—
		鹿児島県	5,124
	沖縄県		—
交雑種		—	
乳用種		39,900	

注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

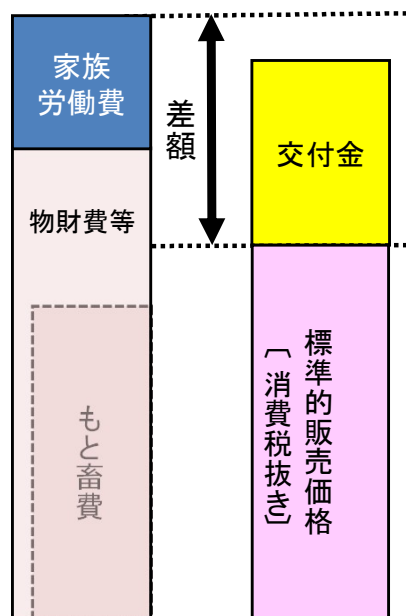
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年12月支払分:10月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	115,424
	東北	青森県 82,407
		岩手県 65,494
		宮城県 106,251
		秋田県 75,741
		山形県 66,905
		福島県 103,277
	関東	茨城県 102,124
		栃木県 106,460
		群馬県 114,070
		埼玉県 109,842
		千葉県 91,563
		東京都 103,046
		神奈川県 102,172
		山梨県 54,054
		長野県 84,116
		静岡県 74,853

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 6,837
		富山県 21,631
		石川県 ☆ ー
		福井県 14,348
		岐阜県 ー
	東海	愛知県 ー
		三重県 ー
		滋賀県 46,718
	近畿	京都府 76,769
		大阪府 48,208
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 60,508
		和歌山県 44,001
	中国	鳥取県 52,274
		島根県 32,426
		岡山県 37,878
		広島県 30,786
		山口県 31,085

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 51,101
		香川県 37,230
		愛媛県 26,896
		高知県 ー
		福岡県 76,855
	九州	佐賀県 74,630
		長崎県 73,170
		熊本県 86,971
		大分県 75,702
		宮崎県 63,647
		鹿児島県 70,141
	沖縄県	ー

交雑種	3,477
乳用種	42,574

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

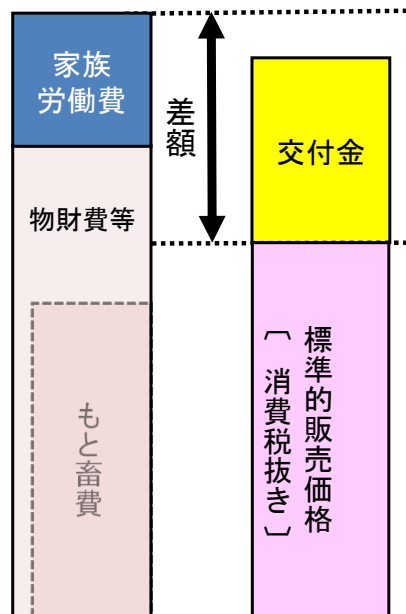
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	160,825
	東北	青森県 99,643
		岩手県 81,736
		宮城県 110,815
		秋田県 111,984
		山形県 84,673
	関東	福島県 113,536
		茨城県 120,458
		栃木県 122,553
		群馬県 136,628
		埼玉県 123,229
		千葉県 101,671
		東京都 126,106
		神奈川県 108,382
		山梨県 111,066
		長野県 109,692
		静岡県 88,274

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 40,809
		富山県 29,654
		石川県 29,377
		福井県 20,789
	東海	岐阜県 ☆ ー
		愛知県 61,638
		三重県 63,120
		滋賀県 28,255
	近畿	京都府 77,035
		大阪府 50,098
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 96,030
		和歌山県 49,388
	中国	鳥取県 93,710
		島根県 70,408
		岡山県 81,412
		広島県 59,115
	山口県	54,184

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 31,475
		香川県 56,212
		愛媛県 2,709
		高知県 ー
	九州	福岡県 75,677
		佐賀県 68,563
		長崎県 73,054
		熊本県 80,955
		大分県 59,430
		宮崎県 58,618
		鹿児島県 62,578
	沖縄県	ー

交雑種	5,550
乳用種	52,113

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

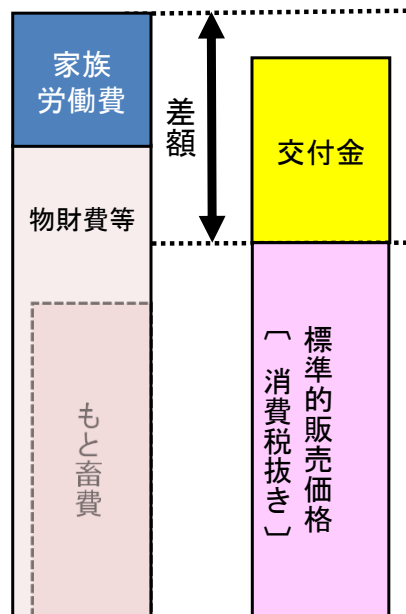
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年10月支払分:8月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	175,302
	東北	青森県 149,180
		岩手県 131,273
		宮城県 160,352
		秋田県 161,521
		山形県 134,210
		福島県 163,073
	関東	茨城県 157,900
		栃木県 159,995
		群馬県 174,069
		埼玉県 160,671
		千葉県 139,113
		東京都 163,548
		神奈川県 145,824
		山梨県 148,508
		長野県 147,133
		静岡県 125,716

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 63,795
		富山県 52,640
		石川県 52,363
		福井県 43,775
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 67,719
		三重県 69,201
		滋賀県 44,315
	近畿	京都府 93,095
		大阪府 66,158
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 112,089
		和歌山県 65,448
	中国	鳥取県 121,323
		島根県 98,021
		岡山県 109,025
		広島県 86,728
		山口県 81,797

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 55,106
		香川県 79,842
		愛媛県 26,339
		高知県 ー
		福岡県 81,316
	九州	佐賀県 74,203
		長崎県 78,694
		熊本県 86,594
		大分県 65,070
		宮崎県 64,258
		鹿児島県 68,218
	沖縄県	ー

交雑種	3,827
乳用種	53,922

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1：☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2：交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

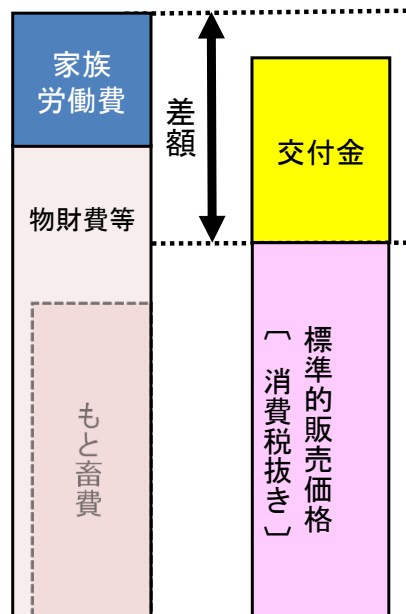
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
 交雑種：13,000円／頭
 乳用種：10,000円／頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	156,909
	東北	青森県 86,627
		岩手県 68,720
		宮城県 97,799
		秋田県 98,968
		山形県 71,658
	関東	福島県 100,521
		茨城県 130,743
		栃木県 132,838
		群馬県 146,912
		埼玉県 133,514
		千葉県 111,955
		東京都 136,390
		神奈川県 118,666
		山梨県 121,350
		長野県 119,976
		静岡県 98,559

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 —
		石川県 —
		福井県 —
	東海	岐阜県 ☆ —
		愛知県 42,389
		三重県 43,871
		滋賀県 29,271
	近畿	京都府 78,051
		大阪府 51,114
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 97,046
		和歌山県 50,404
	中国	鳥取県 79,985
		島根県 56,683
		岡山県 67,687
		広島県 45,390
		山口県 40,459

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 3,001
		香川県 27,738
		愛媛県 —
		高知県 —
	九州	福岡県 51,086
		佐賀県 43,973
		長崎県 48,464
		熊本県 56,364
		大分県 34,839
		宮崎県 34,028
		鹿児島県 37,988
	沖縄県	—

交雑種	38,994
乳用種	49,389

MAFF

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

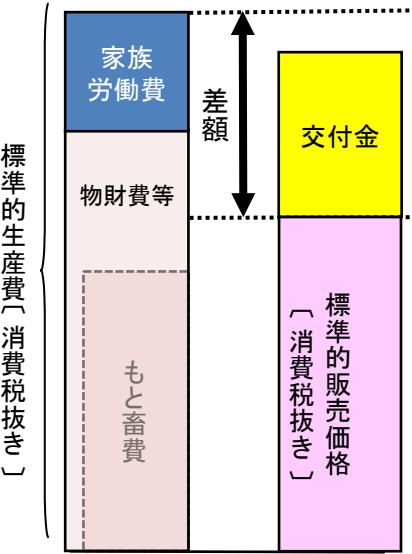
- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年8月支払分:6月販売牛)

(円／頭)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		169,165
	東北	青森県	115,868
		岩手県	105,392
		宮城県	132,712
		秋田県	137,484
		山形県	100,515
		福島県	128,863
		茨城県	131,706
	関東	栃木県	140,209
		群馬県	160,063
		埼玉県	143,777
		千葉県	126,279
		東京都	136,171
		神奈川県	135,594
		山梨県	107,680
		長野県	110,290
		静岡県	93,680

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	34,393
		富山県	15,262
		石川県	24,087
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	60,416
		三重県	60,850
	近畿	滋賀県	67,435
		京都府	103,698
		大阪府	79,955
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	101,774
		和歌山県	51,858
		中国	鳥取県
	島根県		16,839
	岡山県		17,624
広島県	35,087		
山口県	19,431		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	31,440
		香川県	34,548
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	59,063
		佐賀県	58,347
		長崎県	53,770
		熊本県	66,078
		大分県	46,962
		宮崎県	44,607
		鹿児島県	48,271
		沖縄県	—
交雑種		23,265	
乳用種		41,036	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

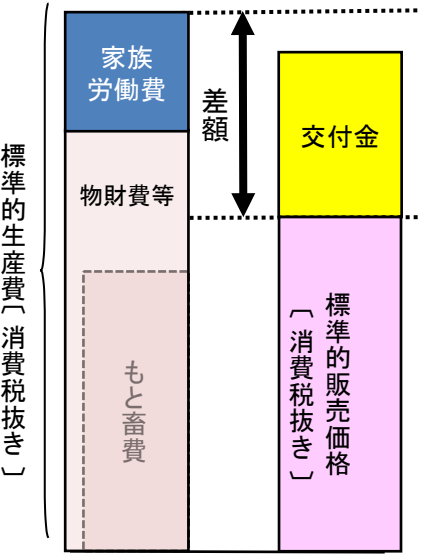
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年7月支払分:5月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	148,112
		82,253
		71,777
		99,097
		103,869
		66,900
	東北	95,248
		100,600
		109,102
		128,956
		112,671
		95,173
	関東	105,065
		104,487
		76,573
		79,183
		62,573

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	—
		—
		—
		—
		—
		—
	東海	35,070
		35,505
		64,172
		100,436
		76,692
		—
	近畿	98,512
		48,595
		80,841
		16,387
		17,172
		34,634
	中国	18,978

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	37,478
		40,586
		—
		—
		—
		—
	九州	47,270
		46,555
		41,977
		54,285
		35,170
		32,814
	沖縄県	36,478
		—
		—
		—
		—
		—
	交雑種	—
		34,847

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

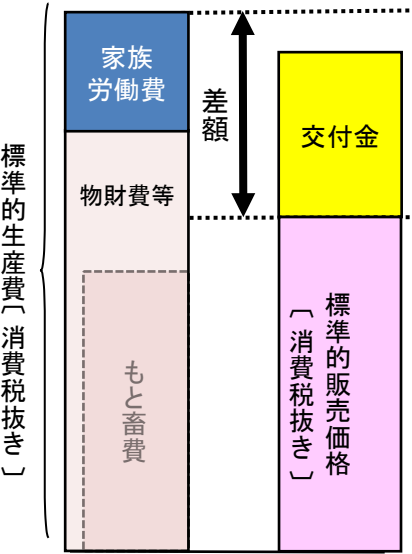
- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
- 交雑種：13,000円／頭
- 乳用種：10,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	114,288
	東北	青森県 46,917
		岩手県 36,441
		宮城県 63,761
		秋田県 68,533
		山形県 31,564
		福島県 59,913
	関東	茨城県 62,715
		栃木県 71,217
		群馬県 91,071
		埼玉県 74,786
		千葉県 57,288
		東京都 67,180
		神奈川県 66,602
		山梨県 38,689
		長野県 41,299
		静岡県 24,688

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 —
		石川県 ☆ —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 12,593
		三重県 13,028
		滋賀県 19,813
	近畿	京都府 56,077
		大阪府 32,333
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 54,153
		和歌山県 4,236
	中国	鳥取県 14,912
		島根県 —
		岡山県 —
		広島県 —
		山口県 —

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 —
		香川県 —
		愛媛県 —
		高知県 —
		福岡県 —
	九州	佐賀県 —
		長崎県 —
		熊本県 3,631
		大分県 —
		宮崎県 —
		鹿児島県 —
	沖縄県	—
	交雑種	—
	乳用種	19,021

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

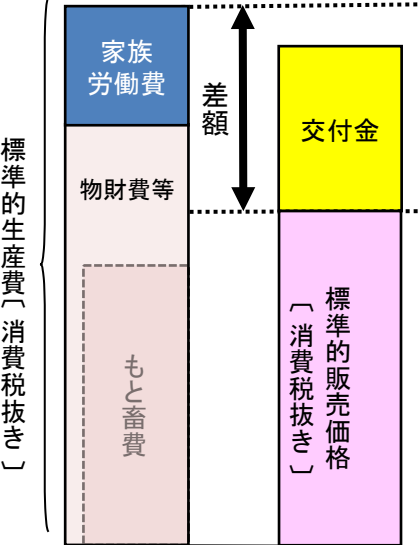
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年5月支払分:3月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	132,800
	東北	青森県 93,567
		岩手県 49,857
		宮城県 86,207
		秋田県 62,536
		山形県 53,706
		福島県 96,103
	関東	茨城県 89,271
		栃木県 94,500
		群馬県 108,682
		埼玉県 89,905
		千葉県 71,658
		東京都 68,116
		神奈川県 84,529
		山梨県 80,465
		長野県 81,609
		静岡県 60,912

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 29,748
		富山県 11,376
		石川県 ☆ ー
		福井県 ー
		岐阜県 ☆ ー
		愛知県 79,322
	東海	三重県 71,520
		滋賀県 91,443
		京都府 98,597
	近畿	大阪府 87,559
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 114,195
		和歌山県 90,107
	中国	鳥取県 73,494
		島根県 14,664
		岡山県 60,573
		広島県 56,533
		山口県 28,641

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 49,388
		香川県 64,446
		愛媛県 ー
		高知県 ー
		福岡県 62,943
	九州	佐賀県 58,471
		長崎県 49,004
		熊本県 64,188
		大分県 53,778
		宮崎県 50,160
		鹿児島県 51,593
	沖縄県	ー
	交雑種	ー
	乳用種	35,480

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

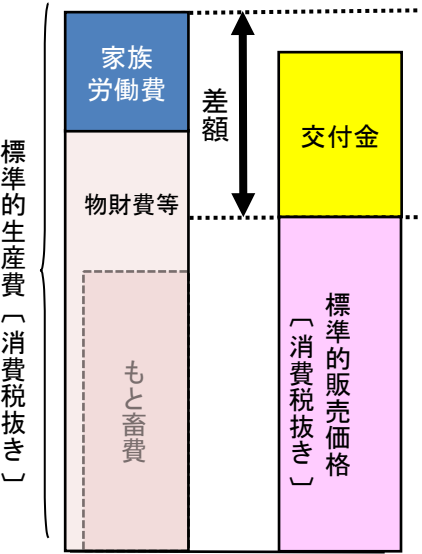
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年4月支払分:2月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	130,887
	東北	青森県 68,963
		岩手県 25,253
		宮城県 61,603
		秋田県 37,932
		山形県 29,102
		福島県 71,499
	関東	茨城県 71,235
		栃木県 76,464
		群馬県 90,646
		埼玉県 71,869
		千葉県 53,622
		東京都 50,080
		神奈川県 66,493
		山梨県 62,429
		長野県 63,573
		静岡県 42,876

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 24,220
		富山県 5,849
		石川県 —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 27,086
		三重県 19,284
		滋賀県 44,927
	近畿	京都府 52,081
		大阪府 41,042
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 67,679
		和歌山県 43,590
	中国	鳥取県 69,799
		島根県 10,969
		岡山県 56,878
		広島県 52,838
		山口県 24,946

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 44,029
		香川県 59,087
		愛媛県 —
		高知県 —
		福岡県 50,335
	九州	佐賀県 45,863
		長崎県 36,396
		熊本県 51,579
		大分県 41,170
		宮崎県 37,552
		鹿児島県 38,985
	沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	18,615

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

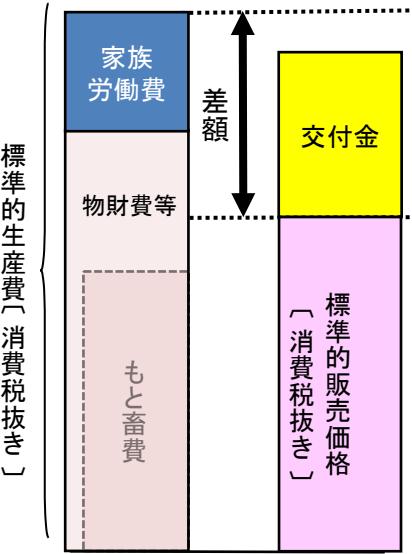
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭
交雑種：13,000円／頭
乳用種：10,000円／頭
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年3月支払分:1月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		94,394
	東北	青森県	58,690
		岩手県	14,980
		宮城県	51,330
		秋田県	27,659
		山形県	18,829
		福島県	61,227
	関東	茨城県	62,102
		栃木県	67,332
		群馬県	81,513
		埼玉県	62,737
		千葉県	44,490
		東京都	40,948
		神奈川県	57,361
		山梨県	53,297
		長野県	54,441
静岡県	33,744		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	61,848
		富山県	43,477
		石川県	32,767
		福井県	25,296
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	28,316
		三重県	20,514
	近畿	滋賀県	66,930
		京都府	74,084
		大阪府	63,045
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	89,682
		和歌山県	65,593
	中国	鳥取県	56,133
		島根県	—
		岡山県	43,211
広島県		39,171	
山口県		11,279	

		(円／頭)	
品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	3,744
		香川県	18,802
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	31,746
		佐賀県	27,274
		長崎県	17,807
		熊本県	32,991
		大分県	22,581
		宮崎県	18,963
		鹿児島県	20,396
	沖縄県		—
交雑種		—	
乳用種		15,795	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

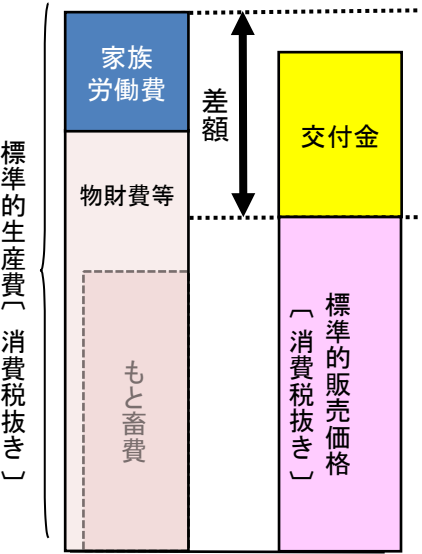
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年2月支払分:12月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	100,012
		青森県	26,163
		岩手県	—
		宮城県	32,505
		秋田県	20,285
		山形県	2,468
	関東	福島県	21,898
		茨城県	40,284
		栃木県	38,358
		群馬県	44,868
		埼玉県	33,691
		千葉県	20,258
		東京都	2,487
		神奈川県	33,777
		山梨県	—
		長野県	15,474
		静岡県	27,617

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	34,192
		三重県	28,865
		滋賀県	53,748
	近畿	京都府	54,738
		大阪府	31,317
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	56,780
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	39,634
		島根県	23,084
		岡山県	16,632
		広島県	37,247
		山口県	27,180

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	5,670
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	69,409
	九州	佐賀県	65,702
		長崎県	64,947
		熊本県	70,272
		大分県	55,069
		宮崎県	59,789
		鹿児島県	56,680
	沖縄県		9,747

交雑種	—
乳用種	6,732

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

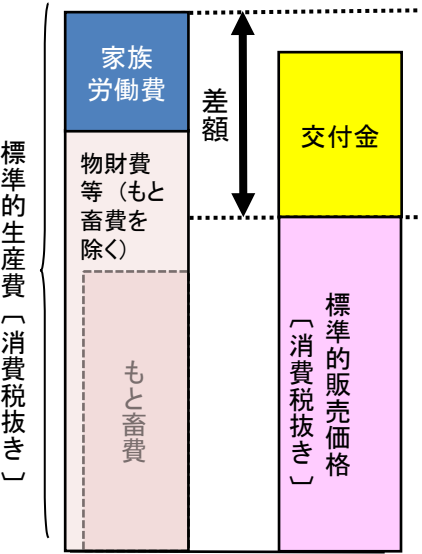
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和6年1月支払分:11月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		130,053
	東北	青森県	54,275
		岩手県	22,036
		宮城県	60,617
		秋田県	48,397
		山形県	30,581
		福島県	50,011
	関東	茨城県	79,557
		栃木県	77,632
		群馬県	84,141
		埼玉県	72,964
		千葉県	59,531
		東京都	41,760
		神奈川県	73,051
		山梨県	20,181
長野県		54,747	
静岡県	66,890		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	27,324
		三重県	21,996
	近畿	滋賀県	28,962
		京都府	29,952
		大阪府	6,530
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	31,993
	中国	和歌山県	—
		鳥取県	54,738
		島根県	38,188
		岡山県	31,737
広島県		52,352	
	山口県	42,284	

		(円／頭)	
品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	22,793
		香川県	32,286
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	88,937
		佐賀県	85,230
		長崎県	84,474
		熊本県	89,799
		大分県	74,596
		宮崎県	79,317
		鹿児島県	76,207
		沖縄県	10,883
	交雑種		16,210
乳用種		—	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

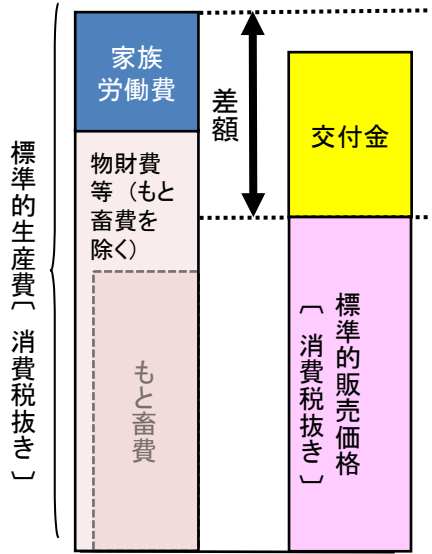
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年12月支払分:10月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	182,517
		青森県	130,188
		岩手県	97,949
		宮城県	136,530
		秋田県	124,310
		山形県	106,494
		福島県	125,924
	関東	茨城県	140,554
		栃木県	138,629
		群馬県	145,139
		埼玉県	133,962
		千葉県	120,528
		東京都	102,758
		神奈川県	134,048
		山梨県	81,179
		長野県	115,745
		静岡県	127,888

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	53,046
		富山県	27,218
		石川県 ☆	—
		福井県	14,380
		岐阜県	2,062
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	110,742
	近畿	京都府	111,732
		大阪府	88,310
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	113,773
		和歌山県	51,950
	中国	鳥取県	135,388
		島根県	118,838
		岡山県	112,387
		広島県	133,002
		山口県	122,934

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	111,235
		香川県	120,728
		愛媛県	71,325
		高知県	27,842
	九州	福岡県	138,103
		佐賀県	134,396
		長崎県	133,641
		熊本県	138,965
		大分県	123,762
		宮崎県	128,483
		鹿児島県	125,373
	沖縄県		—

交雑種	51,198
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

①負担割合

国：生産者＝3：1

②補填割合

標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、

標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価

肉専用種：5,000円～23,000円／頭

交雑種：17,000円／頭

乳用種：14,000円／頭

④対象者

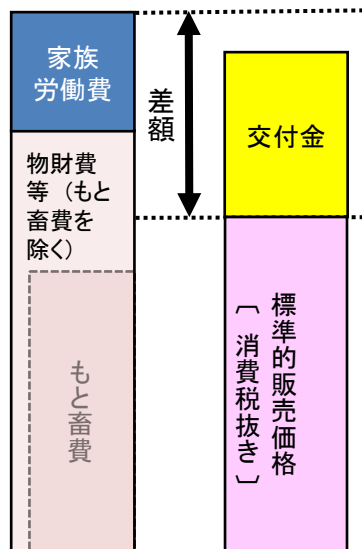
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		157,529
	東北	青森県	158,334
		岩手県	132,578
		宮城県	160,290
		秋田県	170,163
		山形県	120,626
		福島県	161,104
	関東	茨城県	166,632
		栃木県	161,763
		群馬県	167,997
		埼玉県	164,652
		千葉県	143,604
		東京都	136,229
		神奈川県	154,491
		山梨県	144,200
		長野県	160,883
静岡県	154,728		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	74,434
		富山県	82,021
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	101,710
		三重県	102,804
	近畿	滋賀県	145,166
		京都府	139,282
		大阪府	91,772
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	137,122
		和歌山県	100,807
	中国	鳥取県	116,704
		島根県	103,401
岡山県		100,564	
広島県		102,686	
山口県		91,240	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	63,960
		香川県	58,217
		愛媛県	60,765
		高知県	19,315
	九州	福岡県	112,852
		佐賀県	107,762
		長崎県	106,428
		熊本県	118,997
		大分県	111,573
		宮崎県	113,262
		鹿児島県	97,872
	沖縄県		—

交雑種	53,066
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

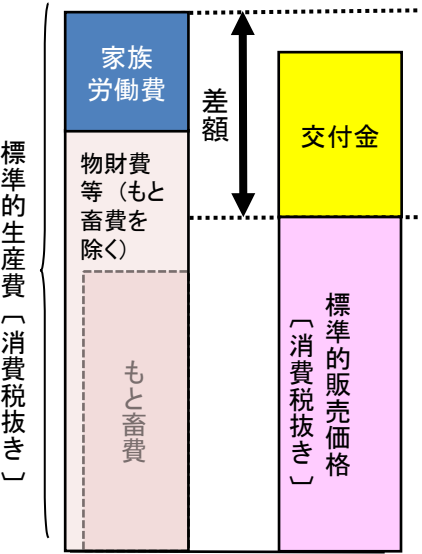
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年10月支払分:8月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	182,514
	東北	青森県 167,719
		岩手県 141,962
		宮城県 169,674
		秋田県 179,547
		山形県 130,010
	関東	福島県 170,488
		茨城県 179,600
		栃木県 174,731
		群馬県 180,965
		埼玉県 177,620
		千葉県 156,572
		東京都 149,197
		神奈川県 167,459
		山梨県 157,168
		長野県 173,851
		静岡県 167,696

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 69,759
		富山県 77,346
		石川県 ☆ ー
		福井県 65,595
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 104,126
		三重県 105,221
		滋賀県 111,965
	近畿	京都府 106,081
		大阪府 58,571
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 103,921
		和歌山県 67,606
	中国	鳥取県 124,846
		島根県 111,543
		岡山県 108,707
		広島県 110,828
		山口県 99,383

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 114,974
		香川県 109,230
		愛媛県 111,779
		高知県 70,329
	九州	福岡県 129,318
		佐賀県 124,228
		長崎県 122,894
		熊本県 135,464
		大分県 128,039
		宮崎県 129,729
		鹿児島県 114,339
	沖縄県	ー

交雑種	56,643
乳用種	32,548

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

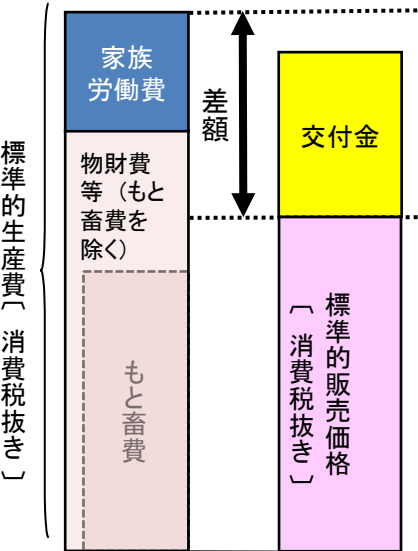
- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		128,944
	東北	青森県	93,461
		岩手県	67,704
		宮城県	95,416
		秋田県	105,289
		山形県	55,752
		福島県	96,230
	関東	茨城県	112,665
		栃木県	107,796
		群馬県	114,029
		埼玉県	110,685
		千葉県	89,636
		東京都	82,261
		神奈川県	100,524
		山梨県	90,232
		長野県	106,916
		静岡県	100,760

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	56,693
		三重県	57,787
	近畿	滋賀県	99,340
		京都府	93,457
		大阪府	45,947
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	91,297
		和歌山県	54,982
	中国	鳥取県	77,537
		島根県	64,234
		岡山県	61,397
		広島県	63,518
		山口県	52,073

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	68,050
		香川県	62,306
		愛媛県	64,855
		高知県	23,405
	九州	福岡県	82,566
		佐賀県	77,476
		長崎県	76,142
		熊本県	88,711
		大分県	81,287
		宮崎県	82,976
		鹿児島県	67,586
		沖縄県	

交雑種	45,701
乳用種	37,302

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

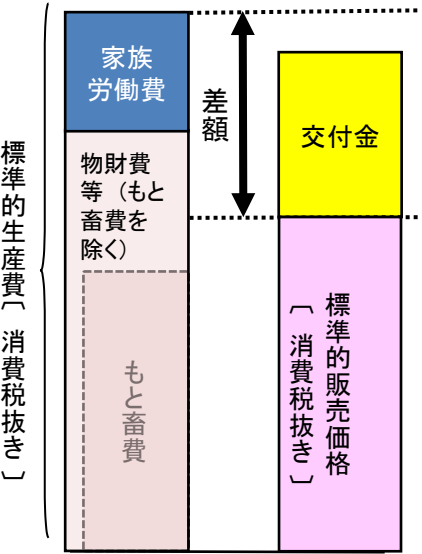
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年8月支払分:6月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	117,326
	東北	青森県 80,827
		岩手県 45,020
		宮城県 76,044
		秋田県 76,880
		山形県 40,658
		福島県 81,439
	関東	茨城県 87,864
		栃木県 84,605
		群馬県 94,118
		埼玉県 82,390
		千葉県 56,484
		東京都 59,628
		神奈川県 74,988
		山梨県 30,029
		長野県 72,785
		静岡県 75,113

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 3,659
		石川県 ☆ —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 63,492
		三重県 59,495
		滋賀県 78,028
	近畿	京都府 84,584
		大阪府 51,351
		兵庫県 ☆ —
		奈良県 130,802
	中国	和歌山県 86,369
		鳥取県 47,350
		島根県 29,768
		岡山県 13,689
		広島県 33,278
		山口県 29,093

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 50,191
		香川県 63,892
		愛媛県 37,754
		高知県 —
		福岡県 49,152
	九州	佐賀県 50,449
		長崎県 47,807
		熊本県 48,910
		大分県 44,146
		宮崎県 54,473
	沖縄県	鹿児島県 50,347
		沖縄県 —
	交雑種 45,225	
	乳用種 32,263	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

①負担割合

国 : 生産者 = 3 : 1

②補填割合

標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、

標準的生産費は都道府県別に算出。

③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭

交雜種 : 17,000円/頭

乳用種 : 14,000円/頭

④対象者

肥育生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

The diagram illustrates the calculation of the difference between family labor costs and the standard sales price (excluding consumption tax). It consists of two vertical bars. The left bar is divided into three sections: a blue top section labeled '家族労働費' (Family Labor Costs), a light blue middle section labeled '物財費等（もと畜費を除く）' (Material Costs, etc. (excluding initial stock costs)), and a light blue bottom section labeled 'もと畜費' (Initial Stock Costs). The right bar is divided into two sections: a yellow top section labeled '交付金' (Grant) and a pink bottom section labeled '標準的販売価格（消費税抜き）' (Standard Sales Price (excluding consumption tax)). A double-headed vertical arrow between the two bars is labeled '差額' (Difference), indicating the gap between the total family labor costs and the standard sales price.

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		122,208
	東北	青森県	73,795
		岩手県	37,987
		宮城県	69,011
		秋田県	69,847
		山形県	33,626
		福島県	74,407
	関東	茨城県	78,205
		栃木県	74,945
		群馬県	84,459
		埼玉県	72,730
		千葉県	46,824
		東京都	49,968
		神奈川県	65,328
		山梨県	20,369
長野県		63,125	
静岡県	65,453		

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	93,140
		三重県	89,143
	近畿	滋賀県	53,672
		京都府	60,228
		大阪府	26,996
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	106,446
		和歌山県	62,013
	中国	鳥取県	69,539
		島根県	51,957
		岡山県	35,879
		広島県	55,468
		山口県	51,283

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	18,194
		香川県	31,895
		愛媛県	5,757
		高知県	—
	九州	福岡県	29,274
		佐賀県	30,571
		長崎県	27,930
		熊本県	29,032
		大分県	24,269
		宮崎県	34,595
		鹿児島県	30,470
	沖縄県	—	

交雜種	13,934
乳用種	45,099

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

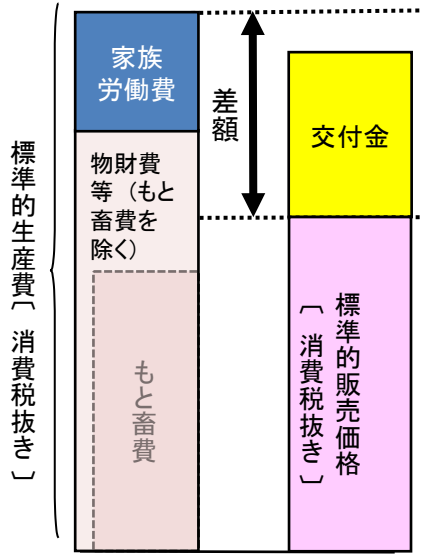
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
- 交雑種：17,000円／頭
- 乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年6月支払分:4月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	50,758
	東北	青森県 11,065
		岩手県 —
		宮城県 6,281
		秋田県 7,117
		山形県 —
	関東	福島県 11,677
		茨城県 24,353
		栃木県 21,093
		群馬県 30,607
		埼玉県 18,878
		千葉県 —
		東京都 —
		神奈川県 11,477
		山梨県 —
		長野県 9,274
		静岡県 11,602

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 —
		富山県 —
		石川県 —
		福井県 —
		岐阜県 ☆ —
	東海	愛知県 12,860
		三重県 8,863
		滋賀県 —
	近畿	京都府 —
		大阪府 —
		兵庫県 —
		奈良県 —
		和歌山県 —
	中国	鳥取県 24,553
		島根県 6,971
		岡山県 —
		広島県 10,481
		山口県 6,296

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 —
		香川県 2,778
		愛媛県 —
		高知県 —
		福岡県 —
	九州	佐賀県 —
		長崎県 —
		熊本県 —
		大分県 —
		宮崎県 —
		鹿児島県 —
	沖縄県	—

交雑種	—
乳用種	45,048

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

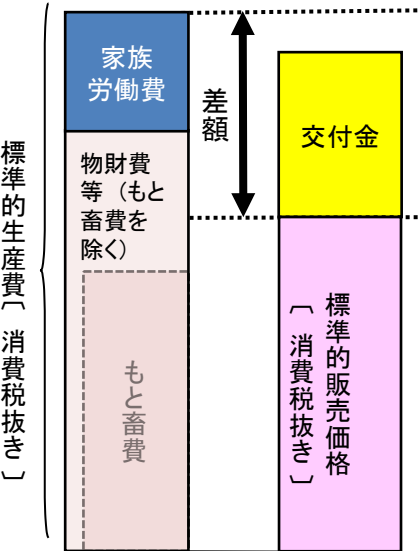
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年5月支払分:3月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	125,613
	東北	青森県 102,242
		岩手県 61,967
		宮城県 87,004
		秋田県 87,876
		山形県 46,410
		福島県 95,283
	関東	茨城県 89,447
		栃木県 84,158
		群馬県 105,982
		埼玉県 83,018
		千葉県 69,564
		東京都 70,691
		神奈川県 95,637
		山梨県 104,854
		長野県 93,341
		静岡県 87,062

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 11,436
		富山県 32,145
		石川県 18,796
		福井県 30,287
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 79,360
		三重県 60,851
		滋賀県 113,018
	近畿	京都府 96,147
		大阪府 65,320
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 83,642
		和歌山県 87,856
	中国	鳥取県 83,954
		島根県 66,469
		岡山県 50,601
		広島県 67,451
		山口県 61,584

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 57,587
		香川県 63,162
		愛媛県 39,515
		高知県 12,920
		福岡県 81,030
	九州	佐賀県 85,765
		長崎県 89,204
		熊本県 86,608
		大分県 85,713
		宮崎県 93,717
		鹿児島県 89,708
	沖縄県	ー
	交雑種	10,440
	乳用種	56,793

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

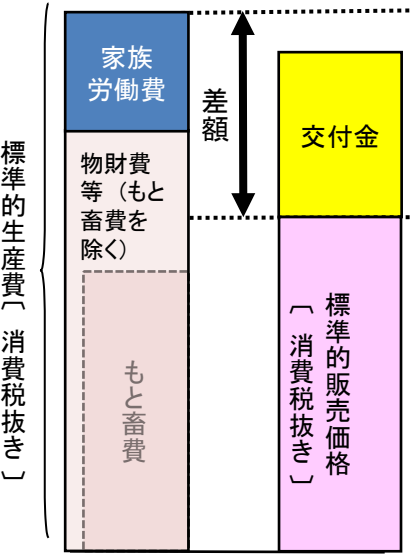
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年4月支払分:2月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	127,548
	東北	青森県 99,430
		岩手県 59,155
		宮城県 84,192
		秋田県 85,064
		山形県 43,599
		福島県 92,471
	関東	茨城県 99,497
		栃木県 94,208
		群馬県 116,033
		埼玉県 93,068
		千葉県 79,614
		東京都 80,742
		神奈川県 105,687
		山梨県 114,904
		長野県 103,391
		静岡県 97,113

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 56,351
		富山県 77,060
		石川県 ☆ ー
		福井県 ☆ ー
		岐阜県 ☆ ー
		愛知県 58,259
	東海	三重県 39,749
		滋賀県 19,406
		京都府 2,534
	近畿	大阪府 ー
		兵庫県 ー
		奈良県 ー
		和歌山県 ー
	中国	鳥取県 103,336
		島根県 85,851
		岡山県 69,983
		広島県 86,834
		山口県 80,967

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 42,458
		香川県 48,033
		愛媛県 24,386
		高知県 ー
	九州	福岡県 73,310
		佐賀県 78,044
		長崎県 81,483
		熊本県 78,998
		大分県 77,993
		宮崎県 85,997
		鹿児島県 81,988
	沖縄県	14,630
	交雑種 46,034	
	乳用種 45,993	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

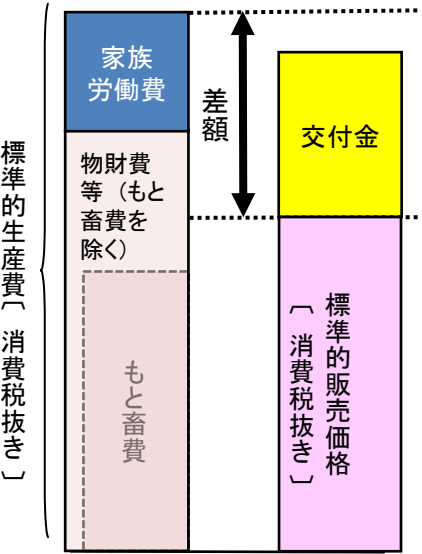
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～23,000円／頭
交雑種：17,000円／頭
乳用種：14,000円／頭
肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年3月支払分:1月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	105,317
	東北	青森県 73,164
		岩手県 32,889
		宮城県 57,926
		秋田県 58,798
		山形県 17,332
		福島県 66,205
	関東	茨城県 75,753
		栃木県 70,465
		群馬県 92,289
		埼玉県 69,324
		千葉県 55,870
		東京都 56,998
		神奈川県 81,943
		山梨県 91,160
		長野県 79,647
		静岡県 73,369

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 32,153
		富山県 52,862
		石川県 39,512
		福井県 51,003
		岐阜県 ☆ ー
	東海	愛知県 83,039
		三重県 64,530
		滋賀県 53,374
		京都府 36,502
	近畿	大阪府 5,675
		兵庫県 ☆ ー
		奈良県 23,998
		和歌山県 28,211
		鳥取県 55,134
	中国	島根県 37,649
		岡山県 21,781
		広島県 38,632
		山口県 32,765

品種	区域	交付金単価 (円／頭)
肉専用種	四国	徳島県 36,085
		香川県 41,659
		愛媛県 13,111
		高知県 ー
		福岡県 56,004
	九州	佐賀県 60,739
		長崎県 64,178
		熊本県 61,583
		大分県 60,688
		宮崎県 68,692
		鹿児島県 64,683
	沖縄県	9,399
	交雑種	12,947
	乳用種	43,471

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

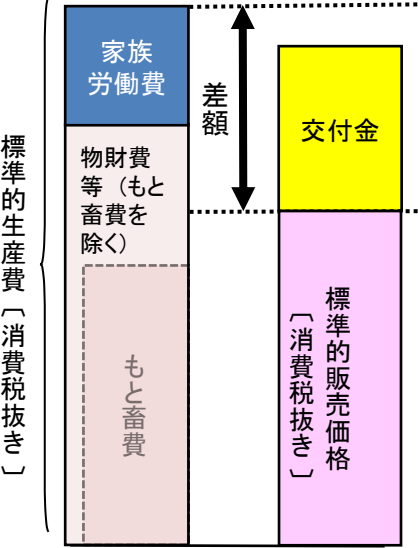
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年2月支払分:12月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		52,936
	東北	青森県	24,188
		岩手県	—
		宮城県	29,181
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	7,820
	関東	茨城県	31,705
		栃木県	17,168
		群馬県	37,636
		埼玉県	22,550
		千葉県	3,165
		東京都	4,755
		神奈川県	34,264
		山梨県	26,763
		長野県	28,596
		静岡県	29,556

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	7,699
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	10,076
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
山口県		—	

		(円／頭)	
品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	5,818
		佐賀県	5,558
		長崎県	13,567
		熊本県	16,078
		大分県	16,721
		宮崎県	21,281
		鹿児島県	8,389
沖縄県		—	
交雑種		—	
乳用種		49,166	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

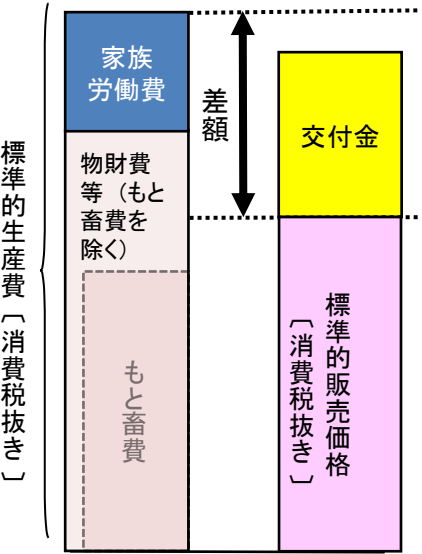
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年1月支払分:11月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		53,399
	東北	青森県	11,612
		岩手県	—
		宮城県	16,604
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	44,026
		栃木県	29,489
		群馬県	49,957
		埼玉県	34,871
		千葉県	15,486
		東京都	17,076
		神奈川県	46,585
		山梨県	39,084
		長野県	40,917
		静岡県	41,877

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	16,929
		三重県	—
	近畿	滋賀県	50,087
		京都府	29,127
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	5,854
		和歌山県	14,406
	中国	鳥取県	29,381
		島根県	14,819
		岡山県	—
		広島県	4,621
		山口県	12,053

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	19,005
		佐賀県	18,745
		長崎県	26,754
		熊本県	29,265
		大分県	29,909
		宮崎県	34,469
		鹿児島県	21,577
沖縄県		—	

交雑種	1,766
乳用種	36,965

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

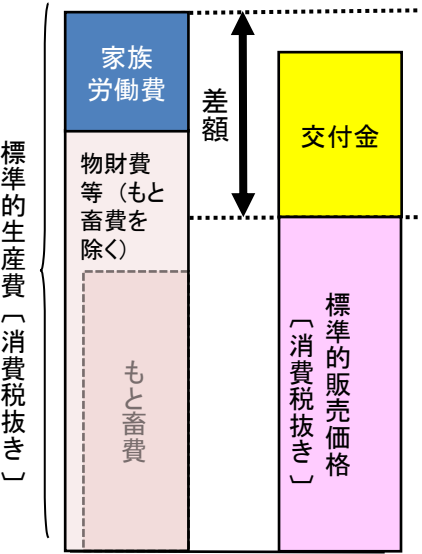
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年12月支払分:10月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	57,655
		青森県	32,694
		岩手県	—
		宮城県	37,687
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	16,326
	関東	茨城県	43,545
		栃木県	29,007
		群馬県	49,476
		埼玉県	34,390
		千葉県	15,005
		東京都	16,594
		神奈川県	46,103
		山梨県	38,603
		長野県	40,435
		静岡県	41,396

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	34,428
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	70,182
		島根県	55,620
		岡山県	23,765
		広島県	45,421
		山口県	52,853

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	32,107
		香川県	35,945
		愛媛県	13,813
		高知県	—
		福岡県	29,695
	九州	佐賀県	29,435
		長崎県	37,444
		熊本県	39,955
		大分県	40,598
		宮崎県	45,158
		鹿児島県	32,266
	沖縄県		—

交雑種	10,292
乳用種	43,010

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

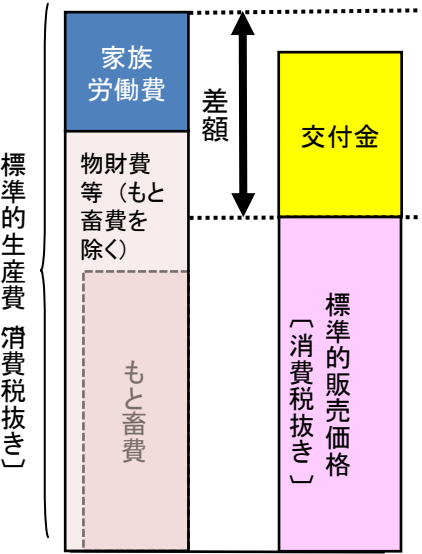
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年11月支払分:9月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	49,523
	東北	青森県 31,162
		岩手県 2,516
		宮城県 42,952
		秋田県 13,735
		山形県 -
		福島県 18,635
	関東	茨城県 50,626
		栃木県 35,042
		群馬県 47,972
		埼玉県 46,299
		千葉県 30,956
		東京都 31,265
		神奈川県 50,626
		山梨県 73,365
		長野県 57,550
		静岡県 49,389

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県 -
		富山県 ☆ -
		石川県 ☆ -
		福井県 -
		岐阜県 ☆ -
	東海	愛知県 14,360
		三重県 -
		滋賀県 -
	近畿	京都府 -
		大阪府 -
		兵庫県 -
		奈良県 -
		和歌山県 -
	中国	鳥取県 49,878
		島根県 49,997
		岡山県 15,668
		広島県 50,812
		山口県 41,761

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 -
		香川県 8,004
		愛媛県 -
		高知県 -
		福岡県 29,939
	九州	佐賀県 17,534
		長崎県 35,762
		熊本県 38,784
		大分県 38,318
		宮崎県 49,557
		鹿児島県 40,251
	沖縄県	-
	交雑種	21,558
	乳用種	40,459

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

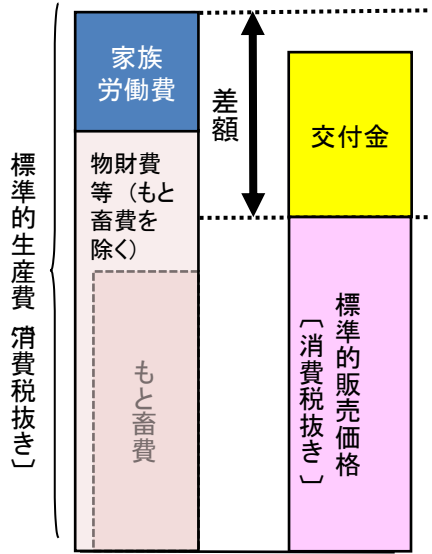
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年10月支払分:8月販売牛)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	東北	北海道
		75,893
		青森県
		68,237
		岩手県
		39,591
		宮城県
		80,027
	関東	秋田県
		50,810
		山形県
		34,872
		福島県
		55,711
		茨城県
		84,560
	中国	栃木県
		68,977
		群馬県
		81,906
		埼玉県
		80,233
		千葉県
		64,891
	四国	東京都
		65,200
		神奈川県
		84,560
		山梨県
		107,300
		長野県
		91,484
		静岡県
		83,324

品種	区域	交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県
		—
		富山県
		—
		石川県
		—
		福井県
		—
	東海	岐阜県
		☆
		—
		愛知県
		66,953
		三重県
		38,745
		滋賀県
		—
	近畿	京都府
		—
		大阪府
		—
		兵庫県
		4,014
		奈良県
		—
	中国	和歌山県
		—
		鳥取県
		59,237
		島根県
		59,356
		岡山県
		25,027
	九州	広島県
		60,171
		山口県
		51,120
		徳島県
		19,684
		香川県
		33,062
	沖縄県	愛媛県
		8,130
		高知県
		—
		福岡県
		45,565
		佐賀県
		33,160
		長崎県
		51,387
		熊本県
		54,410
		大分県
		53,944
		宮崎県
		65,183
		鹿児島県
		55,877
		—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	19,684
		香川県	33,062
		愛媛県	8,130
		高知県	—
	九州	福岡県	45,565
		佐賀県	33,160
		長崎県	51,387
		熊本県	54,410
		大分県	53,944
		宮崎県	65,183
		鹿児島県	55,877
		沖縄県	—
	交雑種		43,261
乳用種		44,453	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

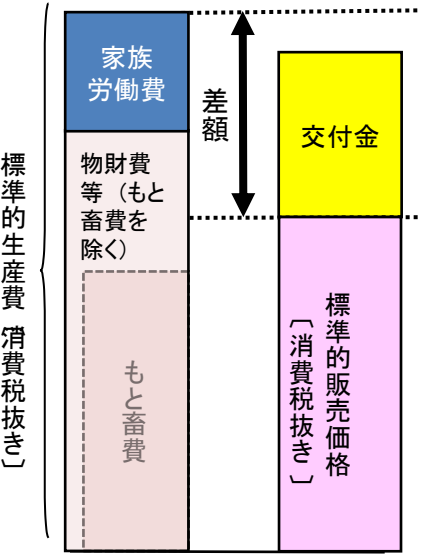
《制度の内容》

- ①負担割合
②補填割合
- 国：生産者＝3：1
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価
④対象者
- 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年9月支払分:7月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		6,802
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	11,051
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	2,622
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

円／頭

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
交雑種		34,163	
乳用種		38,372	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

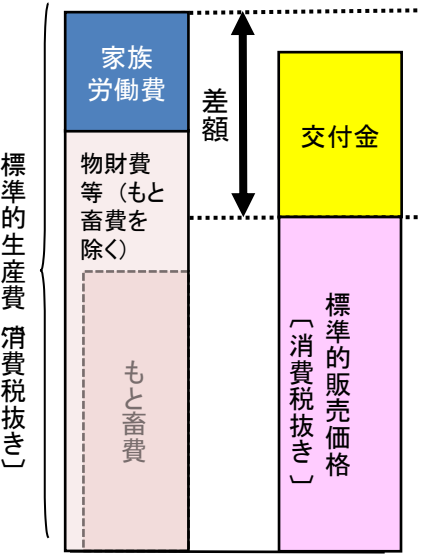
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年8月支払分:6月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		—
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
長野県		—	
静岡県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	30,939
乳用種	43,892

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

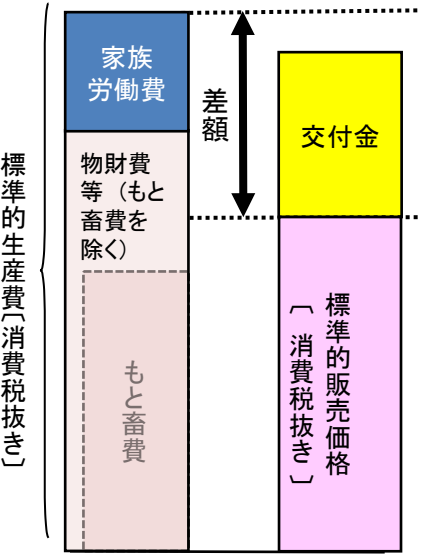
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年7月支払分:5月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	東北	北海道	—
		青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
	関東	福島県	—
		茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	42,265

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒



MAFF

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

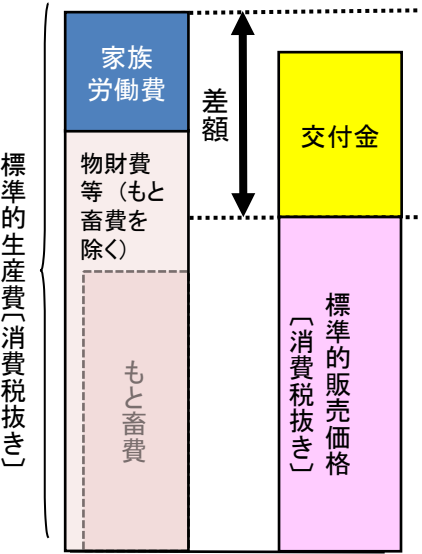
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年6月支払分:4月販売牛)



品種	区域		交付金単価
肉専用種	北海道		—
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
		三重県	—
	近畿	滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
	中国	和歌山県	—
		鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
広島県		—	
	山口県	—	

品種	区域		交付金単価
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—

交雑種	—
乳用種	39,903

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

